

衆議院 第二百一回国会 財務金融委員会 議録 第十二号

令和二年四月二十二日（水曜日）

午前十時開議

出席委員

- 委員長 田中 良生君
- 理事 あかま二郎君
- 理事 うえの賢一郎君
- 理事 末松 義規君
- 理事 伊佐 進一君
- 理事 穴見 陽一君
- 理事 石崎 徹君
- 理事 勝俣 孝明君
- 理事 小泉 龍司君
- 理事 國場幸之助君
- 理事 武井 俊輔君
- 理事 藤井比早之君
- 理事 本田 太郎君
- 理事 宮澤 博行君
- 理事 宗清 皇一君
- 理事 山田 美樹君
- 理事 岸本 周平君
- 理事 階 猛君
- 理事 日吉 雄太君
- 理事 山本和嘉子君
- 理事 清水 忠史君
- 理事 美延 映夫君

- 井林 辰憲君
- 藤丸 敏君
- 古本伸一郎君
- 井上 貴博君
- 今枝宗一郎君
- 門山 宏哲君
- 高村 正大君
- 鈴木 隼人君
- 辻 清人君
- 古川 慎久君
- 牧島かれん君
- 宮路 拓馬君
- 山田 賢司君
- 海江田万里君
- 櫻井 周君
- 野田 佳彦君
- 森田 俊和君
- 石井 啓一君
- 青山 雅幸君

- 政府参考人 (法務省大臣官房審議官) 竹内 努君
- 政府参考人 (財務省大臣官房総括審議官) 神田 眞人君
- 政府参考人 (経済産業省大臣官房商 務・サービス審議官) 藤木 俊光君
- 政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 奈須野 太君
- 参考人 (株式会社日本政策投資銀行 行代表取締役社長) 渡辺 一君
- 財務金融委員会専門員 齋藤 育子君

委員の異動

四月十六日

補欠選任

美延 映夫君

同日

補欠選任

藤井比早之君

同日

補欠選任

藤井比早之君

同日

補欠選任

宮路 拓馬君

同日

補欠選任

山本和嘉子君

四月十六日  
森友学園問題に係る財務省による文書改ざん等  
に関する予備的調査要請書(川内博史君外百二  
十七名提出、令和二年衆予調第一号)  
は本委員会に送付された。

四月二十一日

適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直しに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第五六六号)  
同(笠井亮君紹介)(第五六七号)  
同(穀田恵二君紹介)(第五六八号)  
同(志位和夫君紹介)(第五六九号)  
同(清水忠史君紹介)(第五七〇号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第五七一号)  
同(田村貴昭君紹介)(第五七二号)  
同(高橋千鶴子君紹介)(第五七三号)  
同(畑野君枝君紹介)(第五七四号)  
同(藤野保史君紹介)(第五七五号)  
同(宮本徹君紹介)(第五七六号)  
同(本村伸子君紹介)(第五七七号)  
消費税率を5%に引き下げ、複数税率・インボイス制度の即時廃止を求めることに関する請願(清水忠史君紹介)(第五七八号)  
同(田村貴昭君紹介)(第五八五号)  
消費税率の引下げとインボイス制度導入中止に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第六〇五号)  
同(笠井亮君紹介)(第六〇六号)  
同(穀田恵二君紹介)(第六〇七号)  
同(志位和夫君紹介)(第六〇八号)  
同(清水忠史君紹介)(第六〇九号)  
同(塩川鉄也君紹介)(第六一〇号)  
同(田村貴昭君紹介)(第六一一号)  
同(高橋千鶴子君紹介)(第六一二号)  
同(畑野君枝君紹介)(第六一三号)  
同(藤野保史君紹介)(第六一四号)  
同(宮本徹君紹介)(第六一五号)  
同(本村伸子君紹介)(第六一六号)  
は本委員会に付託された。

四月十三日  
インフレ率2%を達成するまで消費税凍結を求め  
ることに関する陳情書(宇都宮市川田町一〇

八四の一〇 及川裕之(第一〇六号)  
新型コロナ感染症に係る大胆な経済政策を踏ま  
えた補正予算を求めることに関する陳情書(盛  
岡市青山三の二九の四 伊勢志穂)(第一〇七  
号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件  
株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する  
法律案(内閣提出第二四号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、株式会社日本政策投資銀行法の一部  
を改正する法律案を議題といたします。  
この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として株式会社  
日本政策投資銀行代表取締役社長渡辺一君の出席  
を求め、意見を聴取することとし、また、政府参  
考人として金融庁企画市場局長中島淳一君、監督  
局長栗田照久君、財務省大臣官房審議官竹内努  
君、財務省大臣官房総括審議官神田眞人君、経済  
産業省大臣官房商務・サービス審議官藤木俊光  
君、中小企業庁事業環境部長奈須野太君の出席を  
求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異  
議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○田中委員長 これより質疑に入ります。  
質疑の申出がありますので、順次これを許しま  
す。勝俣孝明君。

- 財務大臣 (国務大臣) 麻生 太郎君
- 財務大臣政務官 (金融担当) 井上 貴博君
- 経済産業大臣政務官 中野 洋昌君
- 政府参考人 (金融庁企画市場局長) 中島 淳一君
- 政府参考人 (金融庁監督局長) 栗田 照久君

か、また、金融機関による融資をするに当たって、それに対しては、実質の無利子無担保ができることの制度を創設するか、いろいろ金融措置を講じていただいておりますのは御存じのとおりです。

いわゆる投資業務というものに関しましては、これは、いわゆる成長資金となるリスクマネーというものを供給する必要があります仕組みなので、その役割はおのずと異なるものではありますけれども、中小企業に対しても、これは、地域金融機関との共同ファンド等々を通じて、劣後ローン等々の供給というものを共同ファンドを通じてやらせていただくということで、事業開拓等々支援をさせていただいておられるところなんです、委員御指摘の、永久劣後ローンというものを今言われておられるんですけども、ちょっと、個別の商品についてはコメントは差し控えておいたままですけれども、この特定投資業務というものを、業務完了期限までの間に、債権等々の譲渡その他の処分をしないかぬことになっておられるんですが、永久劣後ローンであっても、これは業務の完了というものをいいたず期限までの間には、共同投資家に、してもらっている人に対して譲渡するとか、投資回収の見込みがあるなどの必要があるんだと考えますので、こういったものに関してちょっといろいろなことを考えないかぬところだと思っております。

永久劣後ローン、劣後ローン、いろいろなもの、先ほど言われましたように、資金繰りを今、目先でやらせていただいておりますけれども、先生の言っておられるのは、フロアの話じゃなくてストックの話も考えるということをおっしゃるんだと思っております、こういった点も私どもとしてはいろいろ配慮せねばならぬというところは確かだと思っております。

○階委員 海江田先生も前回申し上げましたけれども、ぜひ、資金繰り支援だけではなくて資本金も入れていく、そして、まさに、フロアだけではなくてストックにも目配りしていく、これ

が非常に大事だと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中委員長 次に、清水忠史君。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改定する法律案について質問いたします。

初めに、特定投資業務について伺います。

政投銀は、二〇一六年度に、特定投資業務としてソフトバンクグループに出資しました。英国企業、ARMホールディングスの買収を支援するために、劣後債を取得したわけですね。その後、ソフトバンクグループが、ARMホールディングスの子会社の株式をグループ内で移動させ、意図的に巨額の損失をつくり出す手段で租税回避を行っていたことがわかり、今国会で、抜け道を防ぐ法改正が行われました。

政投銀は、このような租税回避に利用されることを知った上で出資したのか、知らなかったとすれば、この租税回避が判明したときにどのような対応をとったのか、教えてもらえますか。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の件、ソフトバンクグループが半導体の設計等を手がけるイギリスのARMホールディングスを買収するに当たって資本金を調達するために発行した劣後特約つき社債を、二〇一六年度に取得したものでございます。

その後、二〇一八年に行われましたソフトバンクグループの内取引に関して、二〇一六年当時、政投銀は知り得る立場になく、公募債投資家として対応する立場にもなかつたと承知してございます。

また、本投資先のARM社は、半導体領域で独自の基盤技術と高い市場シェアを有しております。IoT分野の中核をなす半導体設計とソフトバンクの通信事業のシナジー効果によって、IoTサービスの展開などの新事業開拓を現在でも行っておりまして、本投資と御指摘のグループ内

取引に直接的な関係はないと考えております。

なお、言うまでもございませんが、政府といたしましては、国際的な租税回避の防止については、これまでも、国際的な合意事項も踏まえ、必要な税制上の見直しを着実に実施してきたところでございます。引き続き不断に取り組みでまいりたいと存じます。

○清水委員 今、関係ないというふうにおっしゃいましたけれども、そんなことはありませんよ。このことよって租税回避が行われていたということで、財務省は、今国会で、その抜け道を防ぐ法改正をしたではありませんか。

そういう反省がないまま、これからもこうした特定投資業務を続けていくというのは問題があります。反省すべきです。

次に、危機対応融資について伺います。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けているアメリカ、ここでは航空産業への政府支援が打ち出されております。その中身は、従業員の給与向けの補助金と低利子の融資ですが、例えばアメリカン航空は、補助や融資を受けるかわりに、ことし九月三十日までの解雇、減給の禁止、一定期間の自社株買いの停止、配当や役員報酬の制限に同意したと報道されております。

事実関係について、財務省、教えていただけますか。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。

アメリカが、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして三月二十七日に決定した経済対策第三弾、ここで自国の航空関連産業への融資等を決定したことを承知してございます。

その際の融資の条件といたしまして、融資の返済後十二カ月が経過するまで自社株買いや配当金の支払いを禁止すること、雇用を実行可能な限り二〇二〇年九月三十日まで維持すること、これは三月二十四日の水準を基準といたしますが、そして、雇用を減らす場合も一〇％以上削減しないこと、こういったことが法定されていると承知してございます。

○清水委員 今お答えいただきましたように、アメリカでは、大企業への支援をする際に、雇用を守るなど、ちゃんと条件をつけているわけですね。実は、これはアメリカだけではなくて、欧州各国でも、公的な資金繰り支援などに条件をつけていると報じられております。

紹介しますと、イギリスでは、健全性監督機構、これはPRAといいますが、政府が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い各種の施策を実施していることに鑑み、銀行に対して、配当、経営陣のボーナスの増額、自社株買いなどを行わないことを要請している。

ドイツでも、企業が政府の支援プログラム利用やドイツ復興金融公庫からの借入れを希望する場合は、ケース・バイ・ケースの決定になるとしながらも、全般的なルールとして、配当金の支払いはやめる必要がある、こう定めております。また、安定化基金の支援を受ける要件として、配当の支払いを停止することや企業幹部の報酬、賞与の削減が別の規則等で規定される可能性があることも報じています。

フランスでもあります。フランスでは、納税猶予、社会保険料納付猶予や公的信用保証融資を申請する大企業は、二〇二〇年に配当及び自社株買いを行ってはならない、こう定めております。

また、欧州中央銀行も、三月二十七日に、ユーロ圏の銀行に対し、新型コロナウイルス感染期間中は、二〇一九から二〇二〇会計年度の配当支払いや自社株買いを行わないように要請しております。

株主への還元ではなく、損失の備えや家計、企業への支援継続を優先させるのが狙いと言われております。

財務省も、欧州各国のこのような取組については知っておりますね。

○神田政府参考人 お答え申し上げます。

ドイツ、フランス、イギリスの各国が融資や信用保証等を通じて企業に対する支援措置を講じたことは承知しておりますし、先生がおっしゃった中で、例えばフランスについて、政府保証つき融資



等を求める大企業は、二〇二〇年は国内外の株主に對する配当を行わない、二〇二〇年は自社株買いを行わないことを政府として要請していたり、ドイツで、政策金融機関、KfWを通じて融資先は配当金の支払いを禁止する、あるいは、経済安定化基金による債務保証や出資については、役員報酬や配当金の支払いを含む、受益企業が満たすべき要件に関する詳細な規則を出すことができる」と法定されていることなどを承知してございませぬ。

○清水委員 そのとおりだということですね。それで、最後に麻生大臣に何うわけですが、今回の緊急経済対策では、危機対応融資、六兆円の財政投融資規模で中堅・大企業等の資金繰りを支援すると言われております。国内では、航空業界が二兆円の政府融資を要請していると報じられているものと、やはり重要なことは、支援するに当たって、欧米各国に見られるような雇用の確保やあるいは配当の停止などの条件、これが必要ではないかということですね。

公的資金で支援を受けながら、配当を出したり役員報酬を出したり、そういうことを見直しもせず、解雇や派遣切りなどを野放しにし、雇員を維持しなくてもいいということになれば、これは緊急経済対策の趣旨から見ても外れていると言わなければなりません。大企業への支援については、少なくとも欧米並みの条件をつけるべきだと思っておりますが、麻生大臣の所見を伺います。

○麻生国務大臣 今回のこの感染症による危機対応融資について、これは、売上高が大幅に減少しているということなどを条件として資金繰り支援を行っておりますのは、もう御存じのとおりです。

今、外国でさまざまな工夫を行っているということは承知しておりますが、いわゆる雇用調整助成金はアメリカにありますかね、アメリカにはないんだと思うんですね、僕の知っている範囲では、日本の場合は十分の九ありますからね。そういった点はちよつと考えておいていただかないか

ぬところなので。大企業でも四分の三、七五%までの雇用調整助成金がつく。

そういったことが、基本的には、私どもとして、融資をするに当たっては雇用は確保するというのが条件。条件をつけなくても、それは常識的にそういったことになるようにして私どもはやらせていただいている。命令してやらせるというのを御希望のようですけれども、うちはそういうやり方ではしておりませぬ。

そういったことだと思っておりますので、雇用の確保が事業の継続につながっていくということ、事業の継続が雇用の確保にもつながっていく、それは両方あるうとは思いますが、私どもにとりましては、そういったことを考えておきまして、そういった条件のもとで、過剰な配当金の支払いとかボーナスを上げちゃうとか、そういったような話は常識的には考えられないところでありまして、こいつた点は適切にモニタリングをさせていだけるものだと思っております。

○清水委員 緊急経済対策の十八ページに何と書いてあるかということなんです。ここには、「国民生活にとつて最も重要な雇用の維持に、引き続き全力を挙げて取り組む」、国民生活にとつて最も大事なのは雇用の維持だと、事業が持続しなければ雇用は当然維持されないわけですが、そのためにも、公的資金を投入して資金繰りを支援する企業に対しては、首切りするな、雇用を守れと言ふのは当たり前のことだと思ひます。

リーマン・ショックのときにも大量の派遣切りや雇いどめが行われました。今回のコロナウイルスの影響を受けて、既に派遣切りや外国人技能実習生の雇いどめなども行われております。緊急対応融資を受ける企業に対しては、せめて欧米並みに雇用を守るなどの企業の社会的責任を果たすことを条件にすることを求めて、私の質問を終わります。

○田中委員長 次に、青山雅幸君。  
○青山(雅)委員 日本維新の会・無所属の会、青

山雅幸でございます。本日、貴重な質問の機会をありがとうございます。

早速お伺いさせていただきます。日本政策投資銀行が日本の競争力の強化という観点から創造的産業展開に関してリスクマネーを供給する、これは日本の将来にとつて非常に重要な役割を果たしていただける、そう思っております。また、それを期待しております。その観点から幾つか質問をさせていただきます。

まず、これは古くから言われていることではございませぬけれども、民間金融機関の弱点として、新規事業に関して、事業の有望性あるいは人的な有望性で投資していく、こいつたことがなかなか難しい。銀行内部のいろいろな制約もあるでしょうし、また、こいつたノウハウがなかなか取得できていないということもあるかと思ひます。

一方で、政策投資銀行というのは、もともとそういったことに関してノウハウを持って取り組んできた、そういう役割を果たしてきていると思ひているんですけれども、こいつたノウハウを民間金融機関、とりわけ、大手はそれなりのものを当然持つておられるでしょうけれども、地方の金融機関はなかなか苦手としていられるところだと思ひます。こいつたことを提供していくべきだと思ひておりますけれども、それに関してどのような取組をされているのか、教えてください。

○渡辺参考人 お答え申し上げます。当行は、もともと、ビジネスモデル上、基本的に他の金融機関と協働する、協働するということが基本でございます。特に、地域においては全国に十の支店しかございませんので、地域の金融機関様と連携をしながら、いろいろな業務を回つていたり、また資金調達をしていったりということでございます。

地域においてきめ細やかにリスクマネー供給を実施するために、それぞれの地域の実情に応じた、よくお詳しい地域の金融機関と共同にファン

ド、これは前にも御説明したように、ファンドをつくつて連携をしております。その地域における成長資金をそこから供給をしているということでございます。

あと、先生から御指摘ありましたノウハウの共有という、シェアということでございますけれども、当行が有しますリスクマネーに係るノウハウの共有への期待が大きく、共同ファンドの運営を通じたノウハウを移転するということもございませぬが、実際に、先ほどもちよつと申し上げましたが、当行として、地域の金融機関等から出向者を受け入れていまして、特定投資の業務の創業以来約百二十名、一年から二年おいでいただいて、お帰りいただいでこいつた仕事をしていたら、こいつたところから、ノウハウとか知見のシェアをさせていだけるということでございます。

今後、地域の金融機関等からの出向者の受入れや共同ファンドの組成、運営を通じて、当行が持つておりますノウハウの共有を図つて、民間金融機関と連携、協働して、地域発のイノベーションの後ろ押し、事業承継、こいつたものに取り組んでまいりたいというふうを考えてございませぬ。

○青山(雅)委員 特にイノベーション、こいつたところ投資する、これは当然リスクがつきまとう。ただし、そこについて臆病になつてしまつては何のためにやっているかわからないところではございませぬので、もちろん慎重を期しつつ、日本の新しい産業を切り開くという意味で、積極的にチャレンジしていただきたいと思います。

続きまして、リスクマネーの供給に関して、経産省系の株式会社産業革新投資機構も類似の業務を担つておられますが、日本政策投資銀行の業務と産業革新投資機構の業務は重複しているのか、そして、重複している場合には、どのようにすみ分けというかシェアをされているのかということについて質問をさせていただきます。



○神田政府参考人 お答え申し上げます。

産業革新投資機構は、原則として、あらかじめ定められた重点投資分野に基づいて傘下にファンドを組成して、そのファンドを通じて産業競争力の強化に資する事業分野への資金供給を行い、あわせて、民間投資家からリスクマネーを受託できる投資人材の発掘、育成を図っていくものでございますが、他方、私どもの特定投資業務では、政投銀が有するリスク評価手法などの高度な金融ノウハウと、顧客基盤を含む長年培った独自のネットワークを生かして、地域活性化や企業競争力の強化に資する案件に対して投資を行うこととしておりまして、この両者は役割や強みが異なるものと考えてございます。

ただ、特定の政策目的に合致する投資案件につきましては、その目的のために時限的に設置されました官民ファンドの役割を尊重するとともに、密なコミュニケーションを図って適切に協働してまいりたいと思っております。

○青山(雅)委員 大企業が新しい創造的な事業を展開するという点に関しての融資というのはこれまでも行われてきたところでしょうかけれども、特にスタートアップ企業へのリスクマネーの供給という点では非常に不十分かと思っております。したがって、これはちよつと時間もございませんで提言にとどめさせていただきますけれども、日本政策投資銀行あるいは産業革新投資機構が連携して、スタートアップ企業、ぜひこれから推し進めていただきたい、新しい芽がどんどんどんどん育つように、ぜひその方向で取り組んでいただきたいと思っております。

質問はかかります。

非常に重要な点として、コロナ対策で、マスク、非常に取り沙汰されております。これは静岡新聞の一つスクープのようなニュースですけれども、国交省が、所管の倉庫団体などへマスクをあっせんした、こういうことが報じられております。

は公共交通を担うものですので、これを配付する、一定の枠を確保する、これは意味があるところだと思います。倉庫ということ、この新聞記事にあります、接客が余りないので人と人の距離をとりやすく、他業種に比べてマスクを特に必要とする理由はない、みずから、このあつせんを受けた倉庫業者の方が語っているわけです。

御承知のとおり、医療施設、介護施設、どんなマスクでもいいからもうとにかく欲しい、こういう状況の中で、経産省あるいは国交省がこういうことをしているというのは非常に問題ですし、国民感情からこれは非常に納得しがたいものだと思いますけれども、どういふことでこういうことをやっていらいしやるのか、お答えいただきたいと思っております。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のように、マスクに関しましては、緊急性、緊要性が高い医療機関への医療用マスクの配付ということが最優先でございます。これまで、政府が買い上げ、それを配付するという形で、三月下旬以降五十八万枚の医療用マスクの配付を行ってきたところでございます。また、介護施設、小中学校等に対する布製マスクの配付といったような取組も進めてきているところでございます。

一方、こういった医療機関以外におきましても、例えば、法令上マスクの着用を求められる業種でございますとか、あるいは、公共交通、物流を担うといったような、国民の安定的な生活の確保、社会の安定の維持のために必要な業種というところにつきましましては、感染防止の観点から、各省からの求めに応じまして、メーカーあるいは輸入業者等を御紹介しているところでございます。

今回の話につきましても、国土交通省からのお求めに応じまして、厚労省等と連携いたしました。いわゆる医療用というレベルに達しない一般用マスク等々について、メーカー、輸入業者等を御紹介したものでございます。

○青山(雅)委員 今回の質問も、本来は国交省の

方にお伺いしたかったんですけども、経産省の管轄であるということで、経産省と。厚労省は、御承知のとおり今こういうことですので、質問を自粛しておりますけれども。

とにかく気持ちを入れてやっていただかないと、せっかくの政策というものがちよつとも国民に反映していかないわけですね。どう考えてもやはり優先の度合いが薄いものに関して、国民が本当に入手するのには困難が大変な思いをしているマスクを平然とばらまいていっているようでは、これは、政策を幾らいいものをつくっても、国民の怒りを買うだけだと思っております。

またこれは質問させていただきました。ぜひ、その点、心を込めてやっていただきたいと思っております。

質問、ありがとうございます。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○田中委員長 これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

清水史忠君

○清水委員 私は、日本共産党を代表して、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改定する法律案に反対の討論を行います。

その理由は、特定投資業務の大部分が競争力強化の名目で大企業へ投資されており、政策金融の本来のあり方に反するからです。

我が党は、政策金融は、中小企業や地域経済振興、国民生活、環境などの分野への公的融資を中心に推すべきと主張してきました。政投銀においては、大企業本位の融資からは撤退し、財投債の減額による国民負担の軽減を求めてきたところでございます。

二〇一五年の法改正時には、競争力強化ファンドを政府出資により強化、拡充した狙いが、政府系金融機関にメガバンクのリスクを肩がわりさせることで、大企業の収益性向上を目指した事業再編、輸送システムなどのインフラ整備のための大

規模な資金調達を実現することであり、巨額の公的資金を大企業優遇に活用することは許されないと指摘し、反対しました。

政府は、民間のリスクマネー供給がなおも不足しているため、政投銀の特定投資業務を継続する必要があるとしております。しかし、本来、ベンチャー企業への出資や先端事業への出資などは民間が担うべきものであり、リスクをとりたくない民間金融機関や大企業が及び腰になっているからといって、政策金融が先頭を切ってリスクマネーを供給することには反対です。

二〇一五年に新設されたからの特定投資業務の実績を見ましても、二〇一九年九月末までに決定した八十九件、五千九百四億円の投融資のうち、大企業支援の競争力強化が三十八件、五千九十四億円、実に投融資額の八六％が競争力強化の案件です。

二〇一六年度には、ソフトバンクグループが、英国企業、ARMホールディングスを買収する取組を劣後債により支援しましたが、このとき買収したARMホールディングスの株式は、その後、租税回避策として利用されたことも大問題です。このような日本政策投資銀行の業務は期限の切れる二〇二〇年度末で一旦廃止するべきであり、延長することは認められません。

以上、反対討論といたします。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○田中委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、井林辰憲君外三名から、自由民主